

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
	16	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	0	7	現在、児童発達支援管理責任者が不在で、できていない。	要件を満たす人材は確保できているが、実践研修を受講していないため、実践研修を受講して、6月中には配置できる予定。
	17	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	6	1	基本的には複数組み合わせ合わせた支援の提供を行っているが、「地域交流」ができていない。	地域交流も検討していく。
関係機関や保護者との連携	18	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	4	3	基本的には、児童発達支援管理責任者が参加しているが、現在、児童発達支援管理責任者が不在で、児童指導員が参加している。	要件を満たす人材は確保できているが、実践研修を受講していないため、実践研修を受講して、6月中には配置できる予定。
	19	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	7	0	送迎時、その日の様子等を情報収集する事で所内での支援に活かしている。 また、利用予定・下校時間等はFAX・プリントで確認している。	
	20	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	7	0	現状、左記の機関との支援の連携等は行われていない。 研修案内を適宜確認し、内容に沿ったスタッフの参加を調整している。	人員不足で調整が難しい場合もあるため、人員を増やす必要がある。
	21	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	7	0	日々、帰宅時の送迎時に当日の児童の様子や現在取り組んでいる課題等について保護者へ報告し、また保護者からの意見等を確認している。 その他、連絡帳・LINE等も活用している。	
	22	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7	0	各家庭、契約時に一つ一つ細かく説明・確認を行っている。	変更があった際には、変更点の説明を行っていく。
保護者への説明責任等	23	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7	0	保護者からの悩み等の相談に関しては、相談を受けたスタッフが内容等を把握し、その場で助言等を行ったり、所内に持ち帰り話し合いを設け、必要な対応を行っている。 また、所内のみで対応が難しい場合には、相談支援事業所の担当相談支援専門員へ助言を仰ぐ事もある。	
	24	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	7	0	苦情対応の窓口を明確にし、苦情が挙がった際には責任者を中心に迅速な対応に努めている。	
	25	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	4	3	活動の概要に関しては口頭・LINEで伝える事が多く、発行までできていない。	定休日を設けたことにより、イベントが減っている。 人員を増やして、イベントを実施できる体制を整えていく必要がある。
	26	個人情報に十分注意している	7	0	個人情報の取り扱いに関しては、適宜所内会議等において注意喚起を行っている。 個人情報に係る書類や情報等に関しては、鍵付き書庫にて保管している。	

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	27	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	7	0	対応に留意する点等に関しては、個別個別に情報共有すると共に、対応するスタッフを限定する等、その都度必要な対応を行っている。	
非常時等の対応	28	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	4	3	説明自体は行っているが、定期的な確認までには至っていない。	一回の説明では意識が薄れていく可能性が高い為。定期的な説明の機会を安全計画に設定し、保護者に周知していく。
	29	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7	0	防災センターに行ったり、消火器の使い方など、体験を通して学ぶ機会を設けている。	
	30	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7	0	研修内容を考慮し、各スタッフの虐待防止の意識を高めている。また、児童が自分自身を大切にできるように関わっている。	
	31	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	7	0	やむを得ない身体拘束に関しては、その必要性等を保護者と十分に確認し合っている。また、契約時に「身体拘束に関する説明書・同意書」の提示及び説明を行っている。	
	32	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7	0	直接医師の指示書を提出してもらった事は無いが、保護者を通じて必要な対応を確認し、また書面に記載してもらっている。また、「体調急変に於ける対応同意書」にて必要な説明、及び同意をいただいている。	
	33	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	7	0	終礼時に毎日確認し、ヒヤリハットが生じた際には議事録に記載して保管している。	事の大小を個人が判断する事無く、報告の漏れが無いような意識作りに努めている。